

秋田県後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月16日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第12号

秋田県後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に係る
傷病手当金支給規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給規則（令和2年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和4年9月30日」を「令和4年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。